

マリンピア与次郎 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービスの提供内容に関する特色等
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の中で、その人らしく、安心して暮らし続ける"を理念とし、適正なサービスの提供により、地域高齢者福祉の向上に貢献することを目的とする。

1. 介護サービス内容

介護報酬の加算状況（有）
介護職員処遇改善加算（I）
介護職員等特定処遇改善加算（II）

2. 職種別の従業者の数、勤怠形態、労働時間時間等

実人数	常勤（兼務）
オペレーター	9人
看護師	5人
その他従業員	4人

※1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40時間

オペレーターの資格
看護師
准看護師
介護福祉士

管理者の資格
<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士

サービス提供地域
鹿児島市

（重要事項から抜粋）

2. 事業の基本方針

当事業所は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が送れるよう、24時間体制で定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。

3. 事業所の名称等

事業所の名称	定巡24マリンピア与次郎
事業所の種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所の所在地	鹿児島市与次郎2丁目9-2
開設年月日	令和4年12月20日
介護保険事業所番号	4690102753号
管理者の氏名	管理者 西丸 みどり
電話番号等	TEL 099-202-0100 ・ FAX 099-202-0101

4. 当事業所の職員体制

職 種		常勤	非常勤	計
管理者		1 (兼)		1 (兼)
計画作成責任者		1 (兼)		1 (兼)
オペレーター	介護福祉士等	4 (兼)		4 (兼)
	看護師	2 (兼)	1 (兼)	3 (兼)
看護職員	看護師、准看護師等	2 (兼)	1 (兼)	3 (兼)
訪問介護員	介護福祉士等	4 (兼)	1 (兼)	5 (兼)
	介護職員初任者研修終了者		3 (兼)	3 (兼)

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等の内容

事業所は、介護保険法令に定める下記のサービスを提供するものとします。

① 定期巡回サービス

居宅サービス計画に基づき、計画作成責任者が作成した訪問計画にしたがって定期的に居宅を巡回訪問し、日常生活上の世話

② 随時対応サービス

利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

③ 随時訪問サービス

訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

④ 訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

利用料金 ※令和6年度3月時点

要介護度	定期巡回訪問介護・看護 (1月あたり)	同一建物減算 (1月あたり)	通所介護利用減算 (1日あたり)
要介護 1	8,312	-600	-91
要介護 2	12,985	-600	-141
要介護 3	19,821	-600	-216
要介護 4	24,434	-600	-266
要介護 5	29,601	-600	-322

② 介護保険加算等自己負担額(1割負担の場合)

加算項目	利用料	単位	摘 要
初期加算	30	1 日	利用開始日から 30日以内の期間
退院時共同指導加算	600	1 回	退院、退所に時に多職種共同で在宅での療養上の指導を行った後、初回の訪問看護を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7	%	介護従業者の賃金水準維持のため
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	4.2	%	経験・技能ある介護従業者の賃金水準維持のため

※ 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合、日割り計算となります。

※ 利用者は、負担割合に応じてサービス料金を支払うものとします。

※ 介護保険給付の区分支給限度基準額を超える場合は、その限度を超えた額が全額自己負担となります。

(7)キャリアパス要件V【新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定I】

キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Iの要件(4・5月)	⇒	○ (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	○ (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算Iの要件(年度内の区分変更後)	⇒	○ (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)

(8)職場環境等要件

【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減	
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例(指定権者からの求めに応じて提出)	
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件I~IIIのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	

<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/>	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 1 日 法人名 有限会社ライフサポート
 代表者 職名 代表取締役 氏名 佃望

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰越し額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	○
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	○
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	○
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	○

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	○
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	○
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・	必要な項目が全て選択されていること	○
・	誓約・記名が行われていること	○